

15. 共通費計算等

② 共通費の算定

b. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合は、新営工事と改修工事に区分します。

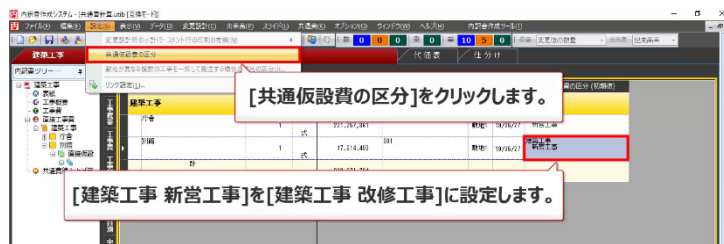
公共建築工事積算基準等資料

2. 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

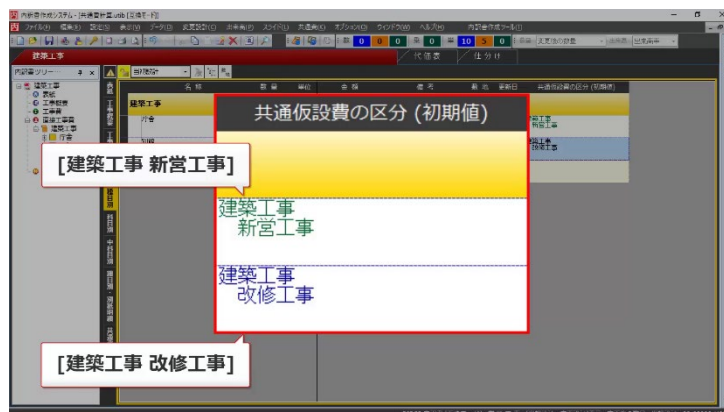
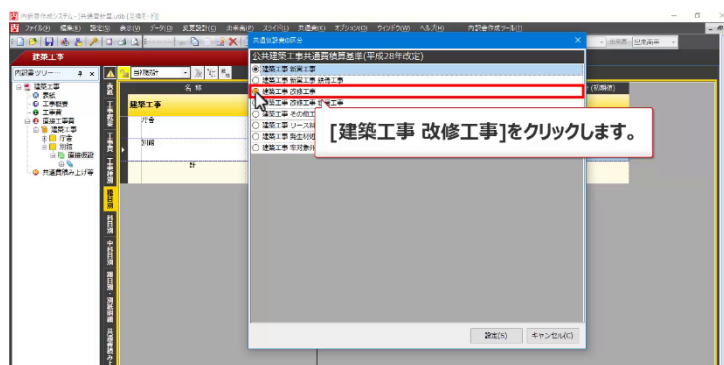
- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
 - イ. 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。
 - ロ. 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。
 - ハ. 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3. 建築工事 電気設備工事 機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工

種目別画面の[共通仮設費の区分]欄で区分を切り替えます。
[共通仮設費の区分]欄を選択し、
[設定]メニューから[共通仮設費の区分]をクリックします。



[建築工事 改修工事]をクリックします。



[共通費]メニューから[共通費の算定]をクリックします。
 [共通費の算定]を実行すると、



工期画面に、新営工事と改修工事の「工期」の入力欄が表示されます。

